



和歌山県報

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*83 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則
(行政経営改革室)

規 則

和歌山県規則第83号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月24日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第41号セを次のように改める。

セ 第24条第2項の規定による医薬品の販売業（第25条第1号の一般販売業（以下「一般販売業」という。）、同条第2号の薬種商販売業（以下「薬種商販売業」という。）、同条第3号の配置販売業（以下「配置販売業」という。）及び同条第4号の特例販売業（知事が指定する歯科用医薬品、ガス性医薬品及び揮発性医薬品に係る特例販売業に限る。以下「特例販売業」という。）の許可更新

第4条第41号テ中「配置販売業及び特例販売業を除く」を「一般販売業、薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業に限る」に改め、同号中同号ネを同号フとし、同号ヌを同号ヒとし、同号ニを同号ハとし、同号ナを同号ノとし、同号トを同号ネとし、同号テを同号ヌとし、同号ツの後に次のように加える。

テ 第30条第1項の規定による配置販売業の許可

ト 第32条の規定による配置従事の届出の受理

ナ 第33条第1項の規定による配置従事者の身分証明書の交付

ニ 第35条の規定による特例販売業の許可

第4条第42号を削る。

第4条第43号ス中「配置販売業及び特例販売業を除く」を「一般販売業、薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業に限る」に改め、同号を同条第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

(43) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に関すること。

ア 第144条第1項の規定による医薬品の販売先又は販売品目の変更又は追加の届出の受理に関すること。

イ 第159条の規定による配置販売業又は特例販売業に係る知事の指定した品目の変更又は追加の申請の許可

附 則

この規則は、公布の日から施行する。